

第1回横浜市中山みどり園指定管理者選定委員会

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---------|-----------------------------|-----|--------------------------|---------|--|-----|-------------------------------|-----------|--|
| 議 題 | <p>1 委員紹介</p> <p>2 選定委員会の趣旨について</p> <p>3 委員長選出</p> <p>4 選定委員会の会議の公開について</p> <p>5 施設の概要について</p> <p>6 募集要項について</p> <p>7 選定基準について</p> <p>8 その他</p> | | | | | | | | | | |
| 日 時 | 平成17年9月12日（月） 午後1時35分から午後3時40分まで | | | | | | | | | | |
| 会 場 | 関内駅前第一ビル5B会議室 | | | | | | | | | | |
| 出席者 | 阿部委員、大貫委員、坂田委員、高山委員、沼尾委員 (欠席なし) | | | | | | | | | | |
| 開催形態 | 公開 | | | | | | | | | | |
| 傍聴者 | 2人 | | | | | | | | | | |
| 議 事 | <p>1 委員紹介 委員紹介（各委員挨拶）</p> <p>2 選定委員会の趣旨について 資料「横浜市中山みどり園指定管理者選定委員会要綱」に基づき、事務局から説明がなされた。</p> <p>3 委員長選出 高山委員が全会一致で委員長に選出された。</p> <p>4 選定委員会の会議の公開について 事務局から本日の会議は公開としていること、及び他の選定委員会の会議の公開状況等について説明。 次回以降、応募団体の評価、選定について審議する会議については、各委員の活発な意見交換と自発的な評価の場を確保するため、また、応募団体への一定の配慮から非公開とする。ただし、ヒアリングについては公開で実施することとされた。</p> <p>【審議】</p> <table border="1"> <tr> <td>阿 部 委 員</td> <td>議事録については、発言内容とその発言者を記載するのか。</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>原則は発言者を記載し、議事録は公開の対象となる。</td> </tr> <tr> <td>沼 尾 委 員</td> <td>議事録は要旨を記録するものと考えられるので、原則公開でも支障はないだろう。ただし、支障があるときは、発言を控えることにならないよう配慮が必要だろう。</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>他の選定委員会とのバランスを失しないよう対応していきたい。</td> </tr> <tr> <td>高 山 委 員 長</td> <td>それでは事務局説明のとおりとする。あとは、各委員の活発な意見交換が確保されるよう、事務局で配慮をお願いする。</td> </tr> </table> | 阿 部 委 員 | 議事録については、発言内容とその発言者を記載するのか。 | 事務局 | 原則は発言者を記載し、議事録は公開の対象となる。 | 沼 尾 委 員 | 議事録は要旨を記録するものと考えられるので、原則公開でも支障はないだろう。ただし、支障があるときは、発言を控えることにならないよう配慮が必要だろう。 | 事務局 | 他の選定委員会とのバランスを失しないよう対応していきたい。 | 高 山 委 員 長 | それでは事務局説明のとおりとする。あとは、各委員の活発な意見交換が確保されるよう、事務局で配慮をお願いする。 |
| 阿 部 委 員 | 議事録については、発言内容とその発言者を記載するのか。 | | | | | | | | | | |
| 事務局 | 原則は発言者を記載し、議事録は公開の対象となる。 | | | | | | | | | | |
| 沼 尾 委 員 | 議事録は要旨を記録するものと考えられるので、原則公開でも支障はないだろう。ただし、支障があるときは、発言を控えることにならないよう配慮が必要だろう。 | | | | | | | | | | |
| 事務局 | 他の選定委員会とのバランスを失しないよう対応していきたい。 | | | | | | | | | | |
| 高 山 委 員 長 | それでは事務局説明のとおりとする。あとは、各委員の活発な意見交換が確保されるよう、事務局で配慮をお願いする。 | | | | | | | | | | |

5 施設の概要について

資料「業務の基準」に基づき、横浜市中山みどり園の施設概要について、事務局から説明がなされた。

【質疑等】

| | |
|-------|---|
| 沼尾委員 | 15歳以上の知的障害者の利用施設とあるが、実際の年齢構成や、支援内容を教えてほしい。 |
| 事務局 | 施設概要に基づいて説明。 |
| 高山委員長 | もう少し施設の現状を知りたい。 重度、自閉症が多いのが特徴だと思われるがどうか。 |
| 事務局 | 設立当初は、短期の通所を原則とし、総合的な評価や支援プログラムの作成を経て、地域に帰ることが目標であった。しかし、現状では利用者のニーズ等があり、平均在籍年数が9年となっている。 また、個別プログラムを実施していることが特徴であり、この点については保護者の評価を得ていると考えている。 |
| 坂田委員 | 開設当初は1年程度の短期の通所を目指していたと記憶しているが、実現は難しかったようだ。 |
| 阿部委員 | 福祉局が今後目指す方向としては、設立当初に掲げていた目標の達成か、現状維持かどちらなのか。 |
| 事務局 | 地域生活移行というのは、中山みどり園に限らず現在の共通テーマである。この目標は当面変わらないだろう。 |
| 大貫委員 | 施設利用者の地域的な（居住区の）広がりには何か理由があるか。 |
| 事務局 | 居住区で利用者を限定してはいない。他の施設と同様の分布だろう。 |
| 沼尾委員 | 男女別の在籍者数のデータはあるか。 |
| 事務局 | 次回までに用意してお示ししたい。 |
| 沼尾委員 | 知的障害者通所更生施設は市内にいくつあるのか。 |
| 大貫委員 | 入所・通所を合せて知的障害者更生施設は30施設。 |
| 事務局 | 直営施設では、ひのき学園とつたのは学園等がある。 民間法人が運営する施設も含めると16施設。 |
| 坂田委員 | 中山みどり園はショートステイの機能はあるか。 |
| 事務局 | ない。 |
| 高山委員長 | グループホームはあるか。 |
| 事務局 | ない。 |
| 高山委員長 | グループホームがなく、地域との連携が希薄だと、地域への移行をした人が見えにくい。 |

| | |
|-------|--|
| 事務局 | 今回の公募で特に期待するのは、地域への移行が進むことである。公営施設や外郭団体の事業としては、グループホーム等の取組が難しい面があるが、民間法人においてはそのような取組も期待できると考えている。 |
| 高山委員長 | 現在の職員はどうなるのか。 |
| 事務局 | 運営法人が変わるので、職員も変わることになる。 |
| 高山委員長 | 何年かに分けて現在の職員を減らす等、軟着陸的なことは考えているのか。 |
| 事務局 | 考えていない。 |
| 沼尾委員 | 年間の施設運営経費はいくらか。 |
| 事務局 | 平成15年度の決算額は約143,000千円。現在は、利用料金制をとっていないので、支援費収入は市の収入としている。運営経費はすべて横浜市からの委託料によっている。 |
| 高山委員長 | 現在の職員数は何人か。 |
| 事務局 | 現在は、園長・副園長を含めて12人で、平成18年度は1名減で11名となる。11名は国の基準どおり。 |
| 沼尾委員 | 平成15年度の退所者3名の行き先はどこか。 |
| 事務局 | 次回までに確認しておく。 |
| 阿部委員 | 単年度の入退所状況ではなく、複数年度の状況を調べておいていただきたい。 |
| 事務局 | 資料として次回までに用意する。 |
| 沼尾委員 | 利用者が流動する方が好ましいのか、それとも固定するほうが好ましいのか。 |
| 事務局 | なかなかそうはいかない面もあるが、更生施設なので、一定期間の利用が本来の姿である。 |
| 沼尾委員 | 今後どのような施設を目指していくのか、明らかにしておくことが大切である。 |
| 事務局 | 指定管理者制度の趣旨としては、サービスの向上とコストの削減がある。業務の基準「1 横浜市中心みどり園の理念と運営の基本方針」に、これからの中山みどり園の施設運営に望むことをキーワードとしてあげている。 |
| 高山委員長 | 地域をどの範囲で考えるのか。 |
| 事務局 | 利用の地域を緑区に限定するというにはならないが、地域との関わりを踏まえた提案を期待している。 |
| 高山委員長 | (阿部委員に対して) 現在の区と施設との関わりはどうか。 |
| 阿部委員 | (利用者の流動性がないせいか、) 区としてもこれまでは施設との関わりが希薄だった面がある。 |

| | |
|-------|---|
| 高山委員長 | 監査的な面で問題はないか。 |
| 事務局 | 特にない。 なお、現利用者の保護者は、個別プログラムの取組について高く評価している。個別の取組等は保護者のニーズが高いと考えられる。 |
| 阿部委員 | 入所の希望に対してどの程度応えているのか数字はあるか。 |
| 事務局 | 待機者は基本的にいない。 平成17年8月1日時点では、34名の在籍者で、定員に対して6名の空きがある。 |
| 高山委員長 | 次回から選定作業に入るため、今日の議論を踏まえたデータの整理をお願いしておきたい。 |
| 事務局 | データをまとめ、資料として各委員に送付する。 |
| 高山委員長 | 保護者会はあるのか。 |
| 事務局 | 保護者会という組織はない。 |
| 阿部委員 | 保護者の方々が指定管理者制度について理解してきているようだが、指定管理者に対する要望等はないのか。 |
| 事務局 | 職員の交替についてや、緊急一時預かり等の実施について要望があがっているが、職員の引継についての不安の方が大きい。 |

6 募集要項について

資料「募集要項（案）」に基づき、事務局から説明がなされた。選定に関わる、選定のスケジュール、応募書類等について審議。

【審議・質疑】

| | |
|------|--|
| 沼尾委員 | 他施設の募集要項と比べて違うところはどこか。 |
| 事務局 | 特にないと思われるが、利用料金制の導入を予定していることは中山みどり園特有の事項と考えられる。 |
| 阿部委員 | (P. 8) 次期指定管理者が決まるまでの間は運営を行う旨を記載する方が良いのではないか。 (P. 6) 「11 留意事項」に災害弱者への配慮等、地域住民との連携についての項目を設けたらどうか。 |
| 沼尾委員 | 地域住民との連携について留意事項に書く等、明確に示しておく方がよい。応募団体から、地域との連携についての提案を求めるのは重要ではないか。 セーフティネットも言われている中で、ビジョンとして提案してはどうか。 |
| 坂田委員 | 引継期間は2月下旬以降9月1日までの間と考えてよいか。 |
| 事務局 | そのように考えている。 |
| 沼尾委員 | (P. 22) 様式7-1 3(2)で、「地域の関係機関との連携」という表現では、連携先が関係機関に限定されるのではないか。 |
| 事務局 | 地域の住民との関わりも含めた方がいいという趣旨でよいか。 |

| | |
|------|-----------------------------|
| 沼尾委員 | そのように考えている。 |
| 事務局 | 様式7-1 3(2)の表現については、修正を検討する。 |

7 選定基準について

資料「募集要項(案)」9ページの選定基準(案)に基づき、事務局から説明がなされた。

【審議・質疑】

| | |
|-------|--|
| 沼尾委員 | 知的障害者の施設における重大な人権侵害事件が後を絶たない。不祥事の中身や対応等を評価に反映させることが必要ではないか。 不祥事に関する事項を提出書類の中に記載してもらい、その点について評価をする項目を入れたほうがよいのではないか。 |
| 高山委員長 | その点は重要だと思う。 公募説明会でそのことについて話すことは可能か。 |
| 事務局 | 話すことは可能であるが、応募に当たり、公募説明会への参加は必須ではないため、全団体にお伝えすることは難しい。 |
| 高山委員長 | 利用者の権利擁護の考え方、具体的な取組をきちんと書いてもらうことが必要。 |
| 事務局 | 様式及び選定基準を、ご意見を反映させたかたちで修正する。公募開始前に修正したものを各委員に送付するので、確認していただきたい。 |
| 各委員 | 了解。 |

8 その他

ヒアリングについては、次回の第2回選定委員会において、応募団体が1団体であっても実施することとし、第3回選定委員会で指定管理者の選定を行うことを確認した。

決定事項

- ・ 議題3について、高山委員が委員長に選出された。
- ・ 議題4について、応募団体の評価、選定を行う会議は非公開、ただし、ヒアリングについては公開することとされた。
- ・ 議題6及び7について、募集要項(案)の内容が確認され、選定スケジュール、選定基準等については、一部修正をすることとされた。
(修正点)・ 「募集要項」22頁 様式7-1 3(2)について、地域における連携先に住民を加える。
・ 利用者の権利擁護の取組、及び人権侵害に関わる事件について記載する箇所を様式に加える。
なお、第2回選定委員会では、応募団体の数にかかわらずヒアリングを実施することとし、第3回選定委員会で指定管理者を選定する予定とした。

| | |
|-------------|--|
| <p>会議資料</p> | <p>1 委員会名簿 2 福祉局長選定依頼文 3 横浜市中心みどり園指定管理者選定委員会要綱 4 横浜市知的障害者更生施設条例 5 横浜市知的障害者更生施設条例施行規則 6 横浜市中心みどり園パンフレット 7 横浜市中心みどり園事業概要 8 募集要項（案） 9 業務の基準（案） ※ 会議資料は、市庁舎 7 階福祉局障害施設課管理係又は市庁舎 1 階市民情報センターで閲覧できます。</p> |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の会議録の確認は、阿部委員と大貫委員が行う。 ・ 第 2 回選定委員会は、平成17年11月15日（火）午後開催予定。 |